

○三条地域水道用水供給企業団議会議員の議員報酬及び
費用弁償に関する条例

平成21年 2月25日

条 例 第 1 号

改正 令和 8年 2月18日 条例第2号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第4項の規定に基づき、三条地域水道用水供給企業団の議会議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

（議員報酬）

第2条 議員報酬は、次のとおりとする。

区 分	議員報酬の額
議 長	年額2万7,000円
副 議 長	年額2万4,000円
議 員	年額2万3,000円

（議員報酬の支給方法）

第3条 議員報酬は、毎年3月末日に当該年度分を支給する。ただし、支給日が休日のときは繰り上げて支給する。

2 前項の規定にかかわらず、議員報酬を分割して支給するときは、企業長が適当と認める日に支給することができる。

3 年度の中途において、議長、副議長又は議員の職に新たに就いた者については、その職に就いた当月分から、当該職を任期満了その他の事由により離れた者については、その職を離れた当月分までについて、月割計算により議員報酬を支給する。

4 議員報酬は、いかなる場合においても重複して支給しない。

（費用弁償）

第4条 議会議員が公務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 前項の費用弁償の額は、三条市職員の旅費に関する条例（令和7年三条市条例第22号。以下「旅費条例」という。）に定める特別職の職員の旅費相当額とする。

3 前項に定めるもののほか、議長、副議長及び議員に支給する費用弁償については、旅費条例の例による。

（その他）

第5条 この条例の実施に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（三条地域水道用水供給企業団議会の議員及び企業長等の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 三条地域水道用水供給企業団議会の議員及び企業長等の報酬並びに費用弁償に関する条例（昭和50年条例第4号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和8年2月18日条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。